

# 青森県報

第十九百一號

平成十三年七月三十日(月曜日)

目次

訓令

訓令

- 青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令………(人事課)…一

- 青森県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令………

(創新造業室)…二

告示

府中一般

青森県訓令甲第三十八号

- 青森県立保健大学の食堂施設及び売店施設の使用料の額の

(健康福祉課)…二

- 一部改正………

青森県知事 木村守男

- 大規模小売店舗の変更の届出………

(経営振興課)…二

- 肥料登録の有効期間の更新………

(農林水産政策課)…三

- 都市計画の変更案の縦覧………

(都市計画課)…三

- 青森県立農大の学生募集………

(農大)…四

出先機関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令  
青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次  
のように改正する。

別表第二給料表の適用範囲(昭和三十二年十一月人事委員会規則七一三八)第六条

第二号から第十九号までに掲げる試験研究機関等である出先機関の項の第一号口中の

「及び同条第三項の規定による認定の通知」を削り、同号に次のように加える。

ハ 第四条第二項の規定による特許を受ける権利の承継の決定に關すること。  
ニ ロ及びハに係る第四条第三項の規定による通知に關すること。

ホ 第六条第一項第一号の規定による特許出願及び特許を受ける権利の承継の届

出に關すること。

ヘ 第七条第一項の規定による届出の受理に關すること。

- 警備員指導教育責任者講習の実施………

(生活安全課)…五

別表第三の二学長の項の第十号口中「及び同条第三項の規定による認定の通知」を削り、同号に次のように加える。

ハ 第四条第二項の規定による特許を受ける権利の承継の決定に関する事。

ニ 口及びハに係る第四条第三項の規定による通知に関する事。

ホ 第六条第一項第一号の規定による特許出願及び特許を受ける権利の承継の届出に関する事。

ヘ 第七条第二項の規定による届出の受理に関する事。

#### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

#### 青森県訓令甲第三十九号

府 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年七月三十日

青森県知事 木 村 守 男

#### 青森県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県職員の職務発明等に関する規程（平成十年二月青森県訓令甲第四号）の一部

を次のように改正する。

第十二条第一項中「第四条第二項の規定による特許等を受ける権利又は特許権等を承継するかどうかの決定を行おうとする」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四条第二項の規定による実用新案登録を受ける権利若しくは意匠登録を受けれる権利又は特許権等を承継するかどうかの決定を行おうとするとき。  
二 第六条第二項の規定による出願審査の請求をしようとするとき。

#### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

**告 示**

#### 青森県告示第四百五十八号

平成十一年十二月一日青森県告示第七百八十号（青森県立保健大学の食堂施設及び売店施設の使用料の額）の一部を次のように改正する。

平成十三年七月三十日

青森県知事 木 村 守 男

表中「二十一万五百円」を「二十三万千円」に改める。

**大規模小売店舗の変更の届出**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年七月三十日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
苦生モール

むつ市金曲一丁目二の三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
前田商事株式会社  
むつ市小川町一丁目七の一九

代表取締役 前田 恵二

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(+) 意見書の提出者(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所  
青森県商工観光労働部経営振興課  
記載事項

## 一 都市計画の種類

青森県知事 木村守男

五 届出年月日	六 届出書及び添付書類の縦覧	七 意見書の提出
平成十三年七月十九日	青森県商工観光労働部経営振興課及びむつ市役所	午前八時三十分から午後四時四十五分まで ただし、むつ市役所にあっては、その執務時間内とする。
期間	平成十三年七月三十日から同年十一月三十日まで	この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 提出期限
提出先	平成十三年十一月三十日	平成十三年七月三十日

午前八時三十分から午後四時四十五分まで  
ただし、むつ市役所にあっては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。  
提出期限

平成十三年十一月三十日

平成十三年七月三十日

午前八時三十分から午後四時四十五分まで  
ただし、むつ市役所にあっては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。  
提出期限

平成十三年十一月三十日

平成十三年七月三十日

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
るに當設舗小大 事関方のの売規 項す法運施店模	株式会社マエダ 開店時刻午前十時 午前八時(ただし、日曜日午時前)	株式会社マエダ 開店時刻午前十時 午前八時(ただし、日曜日午時前)	平成十三年七月十九日
時び時の行売りう 刻閉刻開業を小 店及店を	午九時、年末及び盆期 間前(ただし、日曜日午時前)	午九時、年末及び盆期 間前(ただし、日曜日午時前)	午後九時
午後九時	午後十時	平成十三年七月三十日	平成十三年七月三十日

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見及びその理由  
(四) 変更しようとする事項  
株式会社 マエダ  
むつ市小川町二丁目四の八  
代表取締役 前田 恵三 外三者

- 4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見及びその理由  
(四) 変更しようとする事項  
株式会社 マエダ  
むつ市小川町二丁目四の八  
代表取締役 前田 恵三 外三者

## 肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百一十七号)第十二条第二項の規定により平成十三年七月十九日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十三年七月三十日

青森県知事 木村守男

登録番号	種 肥 料 の 類	名 肥 料 称 の	セ 量 保 証 成 分 (パーセント)	規 そ の 他 格 の	生 产 業 者 の 氏 名 及 び 住 所
青森県第 三三七号	副産石灰 肥料	ル エッジミー	アルカリ 分三八〇	日本ホワイトファーム 株式会社 上北郡横浜町字林尻一 〇二番地一〇〇	

## 八戸都市計画道路に関する都市計画(二・四・一十七号松森高田線)

## 二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域なし

## 2 追加される土地の区域

八戸市大字尻内町字内矢沢の一部

## 三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、八戸市都市開発部都市開発課

## 四 縦覧期間

平成十三年七月三十一日から同年八月十三日まで

## 五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

## 出先機関

## 青森県営農学校告示第三号

平成十四年度青森県営農学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農学校規則(昭和五十五年三月青森県規則第二十号)第七条第三項の規定により公示する。但し、二次募集試験は合格者が定員に満たない場合のみ実施することとする。

平成十三年七月三十日

青森県営農学校長 米田 豊

一 修業年限  
二 募集人員

定員

(男女を問わない。)  
七十名

## 六 合格者の発表

畜産課程	課程
果樹園芸課程	定員

試験手續	試験	試験の期日	試験の場所	試験科目
試験	試験	平成十四年二月十三日 (水)午前九時	上北郡七戸町字大沢 青森県営農学校	筆記試験「現代文、論述試験」
二次募集	試験	平成十四年三月十二日 (火)午前九時	"	数学I、生物小論
一次募集	試験	平成十四年二月十三日 (水)午前九時	"	数学I、生物小論

試験手續	試験	提出書類	提出期間	提出先
二次募集	試験	入校願書(第一号様式) 履歴書(第二号様式) 又は卒業証明書 最終出身学校の卒業証明書 最经述べ学校の成績証明	平成十四年二月十三日 (水)午前九時	上北郡七戸町字大沢 青森県営農学校
一次募集	試験	立健康診断書(国立又は公立の病院若しくは診療所又は保健所の発行したもの) 又は最寄りの近所の診療所の発行したもの 三調書(第三号様式) 三(無帽正面撮影し上半身のもの)	平成十四年三月十二日 (火)午前九時	"
試験	試験	上北郡七戸町字大沢 青森県営農学校	平成十四年二月十三日 (水)午前九時	筆記試験「現代文、論述試験」

試験	発表の期日
一次募集試験	平成十四年二月十九日(火)
二次募集試験	平成十四年三月十五日(金)

七 その他

この募集について不明な点がある時は、青森県立宮農大学校教務課（電話〇一七六一六二一三一一番）に問い合わせること。

## 公 安 委 員 会

### 青森県公安委員会告示第四十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十二条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第一条の規定に基づき公示する。

平成十三年七月三十日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

#### 一 講習の実施期日及び場所

1 期日 平成十三年九月三日(月)から同月十日(月)まで(九月八日(土)、

九月九日(日)を除く。)の六日間

2 場所 青森市問屋町一丁目一〇番一〇号 はまなす会館  
二 受講定員 六十五人(定員に達した場合は、申込みを打ち切る。)

三 受講対象者

次のいずれかに該当する者

1 最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上ある者  
2 警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下

- 「検定規則」という。)第一条第二項に規定する一級の検定に合格した者  
3 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上警備業務に従事している者

#### 四 受講申込手続

##### 1 受講申込受付期間

平成十二年八月八日(水)から同月十七日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)  
八日間(各日とも午前九時から午後五時まで。ただし、定員になり次第申込みを打ち切る。)

##### 2 受講申込方法

所定の受講申込書(正副二通)に顔写真(受講申込書提出前六か月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・四センチメートルの無帽、無背景のもの)を貼付し、受講対象者に該当することを説明する次の書面一通を添えて提出すること。

(一) 三の1に該当する者 警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(二) 三の2に該当する者 検定規則第一条第二項に規定する一級の検定に係る合格証の写し

(三) 三の3に該当する者 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

##### 3 受講手数料

(一) 金額

三万七千円

(二) 納入方法

青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

##### 4 受講手続の受付場所

(一) 青森県内に住所地を有する者 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課  
(二) 青森県外に住所地を有する者 青森県内の最寄りの警察署の生活安全課、刑事生活安全課又は警察本部生活企画課

#### 四 その他

- 1 受講者は、筆記用具及び印鑑を持参すること。  
2 講習最終日には、筆記の方法により修了考查を実施する。

3 本講習は、青森市新町二丁目一番一一号所在の社団法人青森県警備業協会に委託して実施する。

五 講習に関する問い合わせ先

- 1 青森県内の各警察署生活安全課又は刑事生活安全課
- 2 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇一七一七二三一四二二一内線二〇三四又は二〇三六）

(毎週月・水・金曜日発行)	発行所・发行人 青森市長島二丁目一番二号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
	定価小口一枚二付十七円八十五銭	